

第84回 統計委員会 議事録

1 日時 平成27年2月19日（木）13:59～14:21

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第77号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、ほぼ時間となりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

ただ今から、第84回統計委員会を開催いたします。

本日は、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員が御欠席です。

また、オブザーバーとして出席していただいております農林水産省におかれまして、人事異動に伴い御出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

農林水産省の佐々木農林水産省大臣官房統計部長、お願いいたします。

○佐々木農林水産省大臣官房統計部長 先月23日付で農林水産省官房統計部長に着任いたしました佐々木と申します。これからいろいろ御指導を頂戴すると思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料について議事の内容と併せて確認させていただきます。

まず、2つ封筒が置いてあると思いますが、この後開催される基本計画部会のものも合わせて置いております。薄い方が統計委員会の資料です。

統計委員会においては、本日諮問が1件あります。

まず、資料1で経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更についての諮問の説明があります。

次に、資料2で、9月10日に諮問されました国民経済計算の作成基準の変更に関して、国民経済計算部会の審議状況について御報告いただきます。

以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移りたいと思います。

諮問第77号「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 総務省政策統括官室から説明いたします。

お手元の資料1を御覧ください。経済産業省所管の「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」です。

事務局からは、調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点について、説明させていただきます。

資料1の最後に付けております資料1の参考を御覧いただきまして、その諮問の概要を御覧いただければと思います。

少しページが飛びまして恐縮ですが、4ページの「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の概要」を御覧いただければと思います。

まず、「調査の目的」ですが、本調査は、我が国の工業、特に製造業における石油等の消費の動態を明らかにし、関連する施策等の基礎資料を得ることを目的として、昭和56年1月から毎月実施されているものです。

次に、その下の「調査の概要」についてです。本調査の調査対象は、エネルギー消費の大きい製造業でありまして、①のパルプ・紙など9つの特定業種の工業品を生産する事業所であり、約1,500事業所が対象となっています。

次に、調査事項は、燃料の受入量や消費量など、あるいは、電力の購入量、消費量など

であり、本調査は調査対象の特定業種別に9種類の調査票から構成されております。また、本調査は、毎月末現在で郵送又はオンラインにより実施されており、調査組織、いわゆる調査系統としては、業種によって経済産業局経由又は調査経済産業省本省直轄という形で実施しております。

次に、その下の「結果の公表」についてです。各調査票から把握した事項を業種別、あるいは生産部門別等の集計表を作成しまして、月報、あるいは年報としてそれぞれ公表しています。このうち、特に月報については、具体的には調査月の翌月の15日までに調査票を回収し、その後、審査、集計を行い、その翌月の15日前後に公表しております。

それから「結果の利活用」についてです。総合エネルギー統計の作成、※のところでは注意書きしておりますが、すなわち日本に輸入され、あるいは国内で生産され供給された石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源がどのように転換され、どのような形態でどの部門や目的に消費されたかを定量的に示すものを作成するに当たっての基礎資料として、また、地球温暖化対策、省エネルギー対策等に関する施策の基礎資料として、多方面に活用されております。

続きまして、右側の5ページを御覧いただければと思います。まず、「今回の変更の背景」についてですが、いわゆる第Ⅱ期基本計画におきまして、エネルギーに関する統計について体系的な整備に取り組むことが求められています。あとは、明示的に記載していませんが、第Ⅱ期基本計画を踏まえての、調査業務における民間事業者の活用といった点もあります。

こういったことを受けての「今回の変更内容」についてですが、2つあります。

1つ目は、本調査の調査実施課室につきまして、現行の大臣官房調査統計グループから資源エネルギー庁に変更することです。

2つ目は、調査系統の変更ということで、現行は業種によって経済産業局経由又は経済産業省本省直轄という形でそれぞれ実施しておりますが、これについて、経済産業局経由という調査系統を廃止し、他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している経済産業省の資源エネルギー庁直轄に一元化した上で、民間事業者に調査業務を委託するという形に変更するというものです。

一番下の「その他」が2つありますが、これについては、「諮問の概要」の1ページにお戻りいただければと思います。1ページの「(2) 調査対象の範囲」の最初のアのところですが、調査票第7号(鉄鋼)の調査対象の記述の変更についてです。これまで調査計画の記載上は「鉄鋼」を生産品目とする全ての事業所が調査対象の範囲とされていましたが、調査の実態に合わせ、図1のとおり、各種生産品目を生産する事業所に変更するというものです。これにつきましては、2ページの上の「説明」のところにあるように、調査対象の範囲については、調査実施者が昭和56年の調査実施当初から定義しているものですが、実際に調査を実施していた範囲よりも広く設定されたことから、今回調査の実態に合わせたより正確な記述に改めるというものです。

次に、その下のイですが、経済産業省生産動態統計調査の表現ぶりに合わせるため、図2のとおり調査計画（別表）において、下線部分のところですが、生産品目では「機械工業」のところで「関連装置」を「情報端末」に変更し、また、調査の範囲では、「従業者」を「従事者」にそれぞれ表記を変更するというものです。

次に、「3 審議すべき重点事項」のところですが、御審議いただきたい事項について整理しています。3点あります。

1点目は、「報告を求めるために用いる方法の変更について」です。

今回、調査組織の変更を行うこととしており、当該見直し内容が第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等に資するものとなっているかについて御審議いただきたいと考えております。併せて、民間事業者に調査業務を委託することとしていることから、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点につきまして御審議いただきたいと考えております。

2点目は、「調査対象の範囲の変更について」です。今回の変更内容が適当なものとなっているかについて御審議いただきたいと考えております。

3ページの3点目ですが、「統計審議会諮問第285号の答申における『今後の課題』への対応状況について」です。2つあります。

1つ目の「ア 地域別等の結果の公表」についてですが、平成14年の変更により、提供されなくなる地域別等の結果につきましては、所要の対策を講じた上で「石油等消費動態統計年報」で公表する必要があることが指摘されております。

また、2つ目の「イ 定期報告を活用した統計の作成」についてですが「エネルギーの使用の合理化に関する法律」において年1回、エネルギー消費に関する定期報告を義務付けておりますので、この定期報告を活用した統計の作成を検討する必要があることが指摘されております。

これらの検討課題として、指摘された事項に関して、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、産業統計部会に付託して、詳細について同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見がございますか。

どうぞ。

○野呂委員 基本的な質問で恐縮なのですが、今回、所管を変更されて、体系的な整備をされるということの意味合いですが、資源エネルギー庁では、エネルギー消費統計を所管しているということで、エネルギー消費統計等を含めたエネルギー関係統計の体系を見直すことも検討されるということが目的だという理解でよろしいでしょうか。

○松野資源エネルギー庁長官官房総合政策課総合戦略企画室長 資源エネルギー庁です。

資源エネルギーの関係では、各種様々な統計を所管していますが、それぞれのエネルギー

一統計の性格、特徴を今後検討しまして、まだ具体的な姿を検討しているわけではありませんが、とりあえず今回は、エネルギー消費統計とともに経済産業省特定業種石油等消費統計を移管するというので、検討しているということです。

○西村委員長 よく分からないのですが、もう少し説明していただけますか。

○松野資源エネルギー庁長官官房総合政策課総合戦略企画室長 そういう意味では、具体的に今後、体系的に実施していく統計としてこの統計をどうこうするというのをまだ具体的にそこまで落とし込めておりません。現段階ではそういう状況ですが、先ほど御説明があったとおり、エネルギー全体に統計各種ありますので、方向性として今後検討していきたいと思っているということです。

○野呂委員 ちょっと勉強不足もありまして、産業統計部会で結構ですので、例えば、産業部門の消費エネルギーについて、今、資源エネルギー庁でやっておられるエネルギー消費統計と経済産業省でやっておられる特定業種石油等消費統計のすみ分け等を教えていただけると助かるかなと思います。

○松野資源エネルギー庁長官官房総合政策課総合戦略企画室長 承知しました。

○西村委員長 今の点は非常に重要な点ですので、特に部会審議において、十分な情報を提供していただいて、そして、きちんと考えていただきたいと思います。

では、本件については、産業統計部会で御審議いただくことといたします。

それから、この統計はずっと未諮問のものであったがために、ある意味、問題がそのままここまで来たというところもあります。通常の審議よりは踏み込んだ審議を部会でお願ひしたいと思います。本日は、西郷部会長が欠席ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、国民計算部会に付託されています「国民経済計算の作成基準の変更」の審議状況につきまして、中村部会長代理から、御報告お願ひいたします。

○中村委員 それでは、1月26日に開催いたしました第16回国民経済計算部会につきまして、その審議状況を御報告いたします。

お手元の資料2も適宜御参照いただきたいと思います。

今回の部会では、引き続き「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について」を議題といたしまして、「金融資産分類の改定」及び「金融機関の内訳分類の精緻化」、「私立学校の制度部門上の位置づけへの対応」について審議いたしました。

まず「金融資産分類の改定」及び「金融機関の内訳分類の精緻化」につきましては、2008SNAの勧告を踏まえ金融資産の分類について、雇用者ストックオプションや定型保証支払引当金を新設する等の拡充細分化を行うとともに、金融機関の内訳について公的専属金融機関を新設する等の精緻化を行うものです。

これらにつきましては、住宅ローン保証等の定型保証を新たに非生命保険と同様に扱う点について、委員からは、定型保証の算出額の記録で非生命保険では保険金に当たります「債務肩代わり」が控除項目となるわけですが、これを控除したときに算出額がマイナス

になるということもあり得るという理解でよいかといった質問がありました。

事務局からは、景気変動等によりまして、住宅ローンを返済できず債務肩代わりが発生し、個々の保証機関で見れば算出額がマイナスになるということもあり得るわけですが、全体として見て算出額がマイナスとなるという状況には至らないのではないかとと思われるということですが、万が一、仮にそうした状況が生じた場合には、非生命保険に関する2008SNAマニュアルの勧告も勘案し、適宜検討・判断していくとの回答がありました。

この事務局案につきまして、反対意見はありませんでしたので、部会として事務局案につき了承することといたしました。

次に、私立学校の取扱いの変更について審議いたしました。これは、SNAマニュアルにおきまして、市場、非市場の区分の考え方、すなわち売上高が生産費用の50%以上を賄うかどうかという50%基準を踏まえ、私立学校の位置付けを現行の非市場生産者（対家計民間非営利団体）から市場生産者（非金融法人企業）に変更しようというものであります。

第80回の統計委員会でも御報告しましたとおり、第13回部会で一度議論を行いました。そこでは結論を持ち越していたもので、今回改めて審議いたしました。

これにつきましては、委員から、2008SNAに忠実に従えば、事務局案の整理も理解できるものの、第1に我が国の場合、国公立学校と私立学校のサービスには共通な部分が多いにもかかわらず、算出額の計測が国公立学校の場合は費用の積み上げ、私立学校の場合は授業料というように異なるということになりますと、国公立学校の場合は教員の人件費がそのまま付加価値に反映されますが、私立学校ではそうならないことになってしまうという点に違和感があるといった意見がありました。

また、第2に、SNAマニュアルは重要な基準ではありますが、50%基準を含めて、各国が実態に応じて柔軟な対応をとれるのではないかなどの事務局案に慎重な意見がありました。

その一方で、算出額を市場価格で評価することはSNA体系の中でも重要な決まりの1つであり、各国が柔軟に対応し過ぎると国際比較可能性の面からかえって混乱が生じる。あるいは、国公立学校全体と私立学校全体として捉えた場合、経済活動のあり方に違いがあると言えるのではないかとといった意見がありました。

また、50%基準は必ずしも常に守らなければならないということではないが、日本の私立学校の場合は70%と、50%よりも明らかに高く、また、これは一時的なことではなく一貫して50%を大きく上回っており、市場生産者と言えるなど事務局案を支持する意見もありました。

このように、本件につきましては、事務局案が国際基準である2008SNAにおける市場、非市場の区分の考え方に沿ったものではある一方、複数の委員から、教育という特定のサービスについて供給主体が民間か公的かによって、結果として算出額計測の在り方が異なることになるという点につきまして懸念が表明され、意見が大きく分かれたことから、本部会の意見としては、次回基準改定においては本事項への対応は見送ることとして、必要

に応じて、次々回の基準改定に向けた作成基準の変更の機会に再度議論するといったしまして、各委員からも了承されております。

なお、次回部会は3月11日に開催予定としており、次回基準についての答申（案）を扱う予定としております。

私の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問はございますでしょうか。

私から1点なのですが、定型保証のところ、実務の中で事案に応じて適宜検討・判断していく旨というところが、非常に曖昧で分かりにくいです。実際にそうせざるを得ないとは思いますが。

○中村委員 東日本大震災の保険金が巨額だったものですから、通常の計算をすると算出がマイナスになるということがありまして、そういうことが住宅ローンでもあり得るのではないかという懸念が委員から表明されたわけです。まず、よほどのことがない限り、そういうことにはならないと思いますが、万が一そうなった場合には、似たような取扱いですね。

○西村委員長 似た取扱いをするということですね。

○中村委員 検討の余地があるということでもあります。

○西村委員長 分かりました。

ほかに御質問はございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、引き続き国民経済計算部会にて御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に、次回の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は、3月23日月曜日の10時から開催予定の基本計画部会終了後に、本日と同様にこの会議室で開催することといたします。詳細については別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第84回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 なお、この後5分ほど空けて本会議室にて基本計画部会を開催いたします。

引き続き、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。